

憩いホーム緑町ショート
短期入所生活介護重要事項説明書
(介護予防短期入所生活介護重要事項説明書)

令和8年6月1日現在

1. 施設の概要

(1) サービスの提供場所等

運営主体	社会福祉法人 正寿福祉会
代表者	理事長 河西 正傳
施設名	憩いホーム緑町ショート
開設年月日	平成24年4月1日
所在地	山梨県甲府市若松町4番15号
電話・FAX番号	055-269-7808・055-269-7885
施設長	山口 健太
介護保険施設指定番号	1970103402

(2) 施設の目的と運営方針

- ① 当施設は、在宅の要介護者等が短期入所し、入浴、排泄、食事等の日常生活の世話や機能訓練を提供し、利用者の方が居宅での自立した生活を1日でも長く継続できるよう支援することを目的とした施設です。(目的)
- ② 利用者が人間として、その人自ら生きる事への手助けをし、老後の人生を楽しく、心豊かな生活ができるよう、全職員で利用者一人ひとりをサポートします。(運営方針)

(3) 入所定員

25名(個室：1室 4人室：6室)

(4) 施設の職員体制等

	常勤専従	非常勤	
管理者	1		施設全体の管理、利用者の介護計画を立てる
生活相談員	1		利用者及び利用者の家族等の相談に应诉る
看護師	1名以上		利用者の健康管理、処置及び看護業務全般 緊急時の対応並びに医師への連絡報告
介護職員	9名以上		管理者、看護師の指揮監督に従い利用者の健康増進 及び自立の向上のための介護業務全般報告
栄養士		1	献立及び調理業務の管理、栄養管理
機能訓練 指導員	1名以上		日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するた めの訓練を行う
医師		1	健康管理、保健衛生指導等を行う

2. 利用料金及び支払方法

(1) 要介護の方

介護保険料

	介護度	多床室	個室(1床)	連続利用 (61日以上)
介護保険施設サービス費 (単独短期生活Ⅰ・Ⅱ)	要介護1	645/日	645/日	589/日
	要介護2	715/日	715/日	659/日
	要介護3	787/日	787/日	732/日
	要介護4	856/日	856/日	802/日
	要介護5	926/日	926/日	871/日

加算一覧	
送迎加算	184単位/回
療養食加算	8単位/回
看護体制加算Ⅲ(イ)	12/日
看護体制加算Ⅳ(イ)	23/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□	17.6%(1月につき)
緊急短期入所受入加算	90/日
長期利用者提供減算	-30/日
看取り連携体制加算	64/日
夜勤職員配置加算Ⅰ	13/日
医療連携強化加算	58/日
若年性認知症加算	120/日
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22/日
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18/日
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/月

※上記の数字は介護保険の単位数となっており、上記の数字に10.17円(地域区分で決められている一単位の金額)を掛けた数字が介護保険の10割の金額となります。

介護負担割合書に記載のある負担分(1~3割)がご利用者様請求となります。

※療養食加算については主治医より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ□は所定単位数の17.6%となります。

自己負担金額

区 分	食 費	滞 在 費	合 計
第1段階	300/日	多) 0/日	300/日
		個) 380/日	680/日
第2段階	600/日	多) 430/日	1030/日
		個) 480/日	1,080/日
第3段階①	1,000/日	多) 430/日	1,430/日
		個) 880/日	1,880/日
第3段階②	1,300/日	多) 430/日	1,730/日
		個) 880/日	2,180/日
第4段階 (朝500・昼800 おやつ込・夕530)	1,830/日	多) 915/日	2,745/日
		個) 1,410/日	3,240/日

※所得に応じて介護保険負担限度額認定証に定められている段階で自己負担額が決まります。こちらの数字は円で表記しています。
介護保険料と自己負担金額を合わせた金額がご利用料金となります。

食事、滞在費以外の自己負担金額（すべて税別表記）

①特別な室料（個室）	1000円/日
②教養娯楽費	50円/日
③電気代	50～70円/日
④買い物代行	200円/回
⑥ソフトドリンク	100円/日
⑦行事費	実費
⑧理美容代	実費

(2) 介護予防の方

	介護度	多床室	個室(1床)	連続利用 (31日以上)
介護保険施設サービス費 (予防単独短期生活Ⅰ・ Ⅱ)	要支援1	479/日	479/日	441/日
	要支援2	596/日	596/日	547/日

加算一覧	
送迎加算	184単位/回
療養食加算	8単位/回
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□	17.6% (1月につき)
若年性認知症加算	120/日
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22/日
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18/日
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/月

※上記の数字は介護保険の単位数となっており、上記の数字に10.17円(地域区分で決められている一単位の金額)を掛けた数字が介護保険の10割の金額となります。
 介護負担割合書に記載のある負担分(1~3割)がご利用者様請求となります。
 ※療養食加算については主治医より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合。
 ※介護職員等処遇改善加算Ⅰ□は所定単位数の17.6%となります。

自己負担金額

区分	食費	滞在費	合計
第1段階	300/日	多) 0/日	300/日
		個) 380/日	680/日
第2段階	600/日	多) 430/日	1030/日
		個) 480/日	1,080/日
第3段階①	1,000/日	多) 430/日	1,430/日
		個) 880/日	1,880/日
第3段階②	1,300/日	多) 430/日	1,730/日
		個) 880/日	2,180/日
第4段階 (朝 500・昼 800 おやつ込・夕 530)	1,830/日	多) 915/日	2,745/日
		個) 1,410/日	3,240/日

※所得に応じて介護保険負担限度額認定証に定められている段階で自己負担額が決まります。こちらの数字は円で表記しています。

介護保険料と自己負担金額を合わせた金額がご利用料金となります。

食事、滞在費以外の自己負担金額（すべて税別表記）

①特別な室料（個室）	1000 円/日
②教養娯楽費	50 円/日
③電気代	50～70 円/日
④買い物代行	200 円/回
⑤ソフトドリンク	100 円/日
⑥行事費	実費
⑦理美容代	実費

（4）支払方法

当月分の利用合計料金の請求書及び明細書を、翌月の10日頃に利用者及び保証人が指定する送付先に送付し、利用者及び保証人が指定する銀行口座から同月25日に自動振替にて口座引き落としします。尚、引き落とし手数料は自己負担とします。また、ご希望により現金払い、振込もお受けいたします。

3. サービス内容

- (1) 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の立案
- (2) 食事（食事は原則として多目的ホールでお取りいただきます。）
- (3) 入浴（一般浴槽の他入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。原則として週2回ご利用いただきますが、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。併設施設デイサービスと共用浴槽になります。）
- (4) 看護全般
- (5) 介護全般
- (6) 機能訓練
- (7) 相談援助サービス
- (8) 理美容サービス
- (9) 洗濯サービス（14日以上ご利用の方は施設でも無料で行えます。ただし、縮み・紛失・破損・色落ち等がおこることもありますが、ご了承下さい。）

4. 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）のご利用の中止

以下の事由に該当する場合、利用者でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- (1) 利用者が中途退所を希望した場合
- (2) 入院治療が必要と判断される場合
- (3) 利用中に体調が悪くなった場合
- (4) 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

5. 協力医療機関等

当事業所は利用者の状態が急変した場合、下記の医療機関に協力を頂き速やかに対応します。

属託医 西野医院（副院長 西野 顕久）

住所 山梨県中央市山之神2389-1

尚、緊急時の場合は、予め契約時に指定された連絡先に連絡します。

6. サービスの利用方法

(1) サービス利用の申し込み

介護支援専門員（ケア・マネージャー）へお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は4ヶ月前からできます。

尚、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、利用契約時にご提示下さい。

ご提示がない場合は、通常利用料金となりますのでご留意下さい。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

下記の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります

(一) お客様が介護保険施設に入所した場合

(二) お客様がお亡くなりになった場合

(三) 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護等区分が、非該当（自立）と認定された場合

7. 施設利用にあたっての留意事項

(1) 設備及び備品等：設備や備品等は大切に扱って下さい。

(2) 飲酒及び喫煙：施設内での飲酒、喫煙はご遠慮下さい。

(3) 金銭及び貴重品：金銭・貴重品は極力持ち込まないようお願いします。

(4) 宗教活動：個人的なお祈りは自由ですが、鉦・太鼓・大声など他の方にご迷惑になるようなことはご遠慮下さい。

(5) 所持品及び備品：所持品、備品等の持ち込みは、最小限にお願いします。必要物品、数量等は別途ご説明します。

(6) 面会：原則として当事業所の営業時間内をお願いします。

(7) 外出：利用者又は保証人から申出があった場合、ご相談に応じます。
尚、食事止めは外出日の前日正午までにお申し出下さい。正午以

降のお申し出は、お食事代金が発生しますのでご留意下さい。

8. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応：自主防災組織を編成し、平時から訓練を行い非常災害時に備えます。
- (2) 防災設備：自動火災報知設備 拡声(非常放送)設備 消火器 排煙窓 誘導灯
非常用照明器具
- (3) 防災訓練：年2回実施
- (4) 防火管理者：山口 健太
- (5) 消防計画等：消防計画及び非常災害対策計画策定済

9. 事故発生時の対応

- (1) 事故発生時には、まず応急対応を行い、緊急連絡先へ連絡します。
- (2) 必要に応じて主治医、市町村等へ速やかに連絡いたします。
- (3) 万が一の事故に備え損害保険に加入しております。
- (4) 事故の再発防止、未然防止に努めます。

10. 施設によるサービス利用契約の解除

- (1) 利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断された場合。
- (2) 利用者又はその家族等が、当事業所の支払を3ヶ月以上遅延し、料金の支払いを催促したにもかかわらず14日以内に支払わない場合。
- (3) 本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- (4) やむを得ない事情により施設の閉鎖もしくは縮小する場合は、1ヶ月前までに文書で通知することにより、サービスの契約を終了させていただくことができます。尚、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

11. カスタマーハラスメントの禁止

利用者及びその家族その他関係者は、当施設の職員に対して、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 暴力、威嚇、脅迫、威圧的な言動
- (2) 職員の人格や尊厳を傷つける侮辱的又は差別的な言動
- (3) 長時間にわたり、又は執拗に繰り返される不当な要求や苦情
- (4) 合理的な範囲を超える過度なサービス提供の要求
- (5) その他、当施設が社会通念上不適切であると判断する行為

12. 措置

前項の規定に違反する行為があった場合、当施設は次の措置を講ずることができる。

- (1) 当該行為の中止を求める警告
- (2) 改善を求める面談又は書面による要請
- (3) サービス提供体制の変更、制限その他必要な措置
- (4) 行為が改善されず、施設運営又は職員の安全に重大な支障を及ぼす場合には、本契約を解除することができる。

13. 正当な苦情の取扱い

本項は、利用者及びその家族による正当な意見、要望又は苦情の表明を妨げるものではない。

14. 要望及び苦情等の相談

短期入所生活介護に関する相談、苦情及び要望等(以下「苦情」とします)については、下記の窓口にて対応します。

(1) 施設の苦情窓口

苦情受付担当者：ショートステイ生活相談員 竹内一将
苦情解決責任者：ショートステイ管理者 山口健太
受付時間：8時20分～17時20分(休業日を除く)
電話番号：055-269-7808

(2) 苦情対応の基本的手順

①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告 ④苦情解決に向けた対応の実施 ⑤原因究明 ⑥再発防止、改善の措置 ⑦苦情解決責任者への最終報告

(3) 施設以外の苦情相談窓口

○市町村 各町村介護保険担当窓口

甲府市長寿介護課 055(237)5473
笛吹市介護保険担当 055(261)1903
中央市介護保険担当 055(274)8556

○国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口 055(223)2119

○第3者委員 社会福祉士 橘田牧枝 090-9398-5805

社会福祉士 斎藤由加里 090-5498-9816

15. 第三者評価の実施状況 未実施

以上、短期入所生活介護の提供にあたり、上記のとおり重要事項及び個人情報等の使用等について、説明しました。尚、本書は契約締結の際には了承、契約書の別紙(一部)となることをご了承ください。

令和 年 月 日

事業者	住所	山梨県甲府市若松町4番15号
	電話	055-269-7808
	事業者名称	社会福祉法人 正寿福祉会
	代表者	理事長 河西 正傳

事業所	住所	山梨県甲府市若松町4番15号
	電話	055-269-7808
	事業者名称	憩いホーム緑町ショート
	施設長	山口 健太

サービス提供にあたり、重要事項説明等により重要事項の説明を受けました。

説明同意者氏名 印

憩いホーム緑町ショート

説明者氏名 竹内 一将 印